

いわき市歯科口腔保健協議部会設置要領

(設置)

第1条 いわき市保健医療審議会条例第7条（平成10年いわき市条例第43号）に基づき、市民の生涯にわたる歯と口腔の健康づくりに関する施策を総合的かつ計画的に推進し、市民の健康の保持増進に寄与するための総合的な協議を行う場として、いわき市歯科口腔保健協議部会（以下「部会」）を設置する。

(協議事項)

第2条 部会は、次に掲げる事項について、検討・協議を行う。

- (1) 健康いわき21に係る施策の進捗状況の把握等に関すること。
- (2) 歯科口腔保健を推進するための基本的方向に関すること。
- (3) 歯科口腔保健を推進するための関係機関、団体との連携・調整に関すること。
- (4) その他、歯科口腔保健に関すること。

(任期)

第3条 委員及び専門委員の任期は、2年以内とする。ただし、再任を妨げない。

(組織)

第4条 部会は、委員及び専門委員をもって構成する。

(会議)

第5条 部会の会議（以下「会議」という。）は、部会長が招集し、部会長が会議の議長となる。

- 2 会議は、委員及び専門委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。
- 3 会議の議事は委員及び専門委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 会長は、必要があると認めるときは、会議に委員及び専門委員以外の者の出席を求めて意見を聴くことができる。

(庶務)

第6条 部会の庶務は、保健所地域保健課において処理する。

(委任)

第7条 この要領に定めるもののほか、部会の運営に関し必要な事項は、部会に諮って部会長が定める。

附 則

この要領は、平成28年12月1日から実施する。

附 則

この要領は、令和4年2月28日から実施する。

附 則

この要領は、令和5年3月28日から実施する。

附 則

この要領は、令和5年4月1日から実施する。

附 則

この要領は、令和7年4月1日から実施する。